



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)4月15日

号外第1号

金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 規則

- 9 彦根市消防団規則の一部を改正する規則(消防総務課)..... 6
- 10 彦根市公用自動車等管理規則の一部を改正する規則(公有財産管理課)..... 6
- 11 彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(保険年金課)..... 13
- 12 彦根市少年センターの設置および運営に関する規則の一部を改正する規則(子ども・若者課)..... 14
- 13 彦根市特定教育・保育施設副食費徴収規則の一部を改正する規則(幼児課)..... 14
- 14 彦根市障害者福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則(障害者福祉センター)..... 15
- 15 彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)..... 16
- 16 彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 17
- 17 彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則(人事課)..... 17
- 18 彦根市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則(高齢福祉推進課)..... 20
- 19 彦根市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則(消防総務課)..... 24
- 20 彦根市有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則(都市計画課)..... 24
- 21 彦根市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則(消防総務課)..... 25
- 22 彦根市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則(幼児課)..... 29
- 23 美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則(まちづくり推進課)..... 30
- 24 彦根市契約規則の一部を改正する規則(契約監理室)..... 30
- 25 彦根市消防団員の分限および懲戒の処分の手続に関する規則(消防総務課)..... 30
- 26 彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則(消防総務課)..... 31
- 27 彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 31
- 28 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 32
- 29 彦根市市税規則の一部を改正する規則(税務課)..... 33
- 30 彦根市市税条例第34条の6第1項第1号に規定する寄附金を定める規則の一部を改正する規則(税務課)..... 33
- 31 彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則(保険年金課)..... 34
- 32 彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則(保険年金課)..... 34
- 32の2 彦根市立保育所管理運営規則の一部を改正する規則(幼児課)..... 35

○ 告示

47	建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部改正(建築指導課)	35
48	認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)	36
49	児童福祉施設入所費保護者負担金助成要綱の廃止(子育て支援課)	36
50	彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱(幼児課)	36
51	彦根市緊急通報システム事業実施要綱の一部改正(介護福祉課)	40
52	彦根市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部改正(学校ICT推進課)	41
53	自転車等の移動および保管(都市計画課)	41
54	予算の要領の公表(財政課)	42
55	彦根市子ども・若者総合相談センター設置要綱の廃止(子ども・若者課)	42
56	彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱(学校支援・人権・いじめ対策課)	43
57	指定管理者の指定(スポーツ振興課)	49
58	彦根市高齢者介護予防推進事業実施要綱の廃止(医療福祉推進課)	49
59	彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部改正(企画課)	49
60	彦根市ブロック塀等撤去改修促進補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	52
61	彦根市避難施設耐震改修等補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	55
62	市道路線の廃止(建設管理課)	61
63	市道路線の認定(建設管理課)	69
64	市道区域の決定または変更(建設管理課)	79
65	市道の供用の開始(建設管理課)	90
65の2	彦根市予防接種事業実施要綱および彦根市緊急風しん抗体検査等事業実施要綱の一部改正(健康推進課)	100
66	屋外広告物等の保管(景観まちなみ課)	101
67	犬の登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託(生活環境課)	102
68	彦根市高齢者住宅小規模改造助成事業実施要綱の廃止(高齢福祉推進課)	102
69	指定納付受託者の指定(働き方・業務改革推進課)	103
70	市税等の収納事務の委託(税務課)	103
71	「ひこにゃん」商標の使用許諾料の収納事務の委託(観光交流課)	103
72	夢京橋あかり館の観覧料の徴収事務の委託(地域経済振興課)	104
73	彦根市点字・声の広報等発行事業実施要綱の一部改正(障害福祉課)	104
74	彦根市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱の一部改正(障害福祉課)	104
75	彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金交付要綱の一部改正(障害福祉課)	106
76	彦根市在宅障害者デイサービス事業実施要綱の一部改正(障害者福祉センター)	109
77	彦根市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第3条第1項の規定による指定区域の変更(都市計画課)	110
78	彦根市営中央駐車場の使用料の徴収事務の委託(交通対策課)	111
79	彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の使用料の徴収事務の委託(交通対策課)	111
80	令和4年度における利便性係数(建築住宅課)	112

81	認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課).....	113
82	指定納付受託者の指定(まちづくり推進課).....	115
83	指定納付受託者の指定(まちづくり推進課).....	115
84	指定納付受託者の指定(まちづくり推進課).....	116
85	指定納付受託者の指定(まちづくり推進課).....	116
86	指定納付受託者の指定(まちづくり推進課).....	117
87	公共下水道の供用および下水の処理の開始(上下水道業務課).....	117
88	彦根市障害者福祉施設通所費助成事業実施要綱の一部改正(障害福祉課).....	118
89	彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の収納事務の委託(彦根城博物館学芸史料課).....	121
90	指定緊急避難場所の指定の取消し(危機管理課).....	121
91	指定納付受託者の指定(出納室).....	121
92	健康診査手数料の徴収事務の委託(健康推進課).....	123
93	健康診査手数料の徴収事務の委託(健康推進課).....	124
94	健康診査手数料の徴収事務の委託(健康推進課).....	124
95	彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会設置要綱(高齢福祉推進課).....	125
96	指定地域密着型サービス事業者の指定(高齢福祉推進課).....	126
97	指定地域密着型サービス事業者の指定(高齢福祉推進課).....	127
98	彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱(都市計画課).....	127
99	彦根市レンタサイクル事業の利用料の収納事務の委託(観光交流課).....	129
100	彦根市レンタサイクル事業の利用料の収納事務の委託(観光交流課).....	130
101	彦根市老人クラブ等活動補助金交付要綱の一部改正(高齢福祉推進課).....	130
102	指定納付受託者の指定(彦根城博物館管理課).....	131
103	指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉推進課).....	131
104	医療担当機関の指定(社会福祉課).....	131
105	医療担当機関の事業の廃止の届出(社会福祉課).....	132
106	医療担当機関の指定(社会福祉課).....	132
107	彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部改正(障害福祉課).....	132
108	彦根市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正(子育て支援課).....	133
109	自転車等の移動および保管(交通対策課).....	133
110	彦根市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱の一部改正(障害福祉課).....	134
111	彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱の一部改正(障害福祉課).....	134
112	彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱の一部改正(障害福祉課).....	144
113	彦根市重症心身障害者特別加算補助金交付要綱の一部改正(障害福祉課).....	146
114	彦根市広報発行規程の一部改正(広報戦略課).....	148
115	彦根市人権擁護推進員設置要綱の一部改正(人権政策課).....	148
116	彦根市障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業実施要綱の一部改正(障害福祉課).....	148
117	彦根市緩衝帯整備事業補助金交付要綱の一部改正(農林水産課).....	149
118	彦根市不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正(健康推進課).....	150
119	彦根市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部改正(健康推進課).....	152
120	彦根市産後ママほっと(産後ケア)事業実施要綱および彦根市産後ママほっと(産後ケア)	

	事業利用助成金交付要綱の一部改正(健康推進課)	153
121	健康診査手数料の徴収事務の委託(健康推進課)	155
122	彦根市指定下水道工事店の指定(新規)(上下水道総務課)	156
123	彦根市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱(障害福祉課)	156
124	指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の廃止の届出(障害福祉課)	173
125	指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定(障害福祉課)	174
126	彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	174
127	保育料の収納事務の委託(幼児課)	175
128	建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定(建築指導課)	176
129	彦根市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱の一部改正(建築指導課)	177
130	彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱の一部改正(子育て支援課)	177
131	彦根市集会所設置等事業補助金交付要綱の一部改正(まちづくり推進課)	177
132	彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱の一部改正(障害福祉課)	178
133	彦根市子育て・若者世帯空き家リノベーション事業補助金交付要綱(建築住宅課)	178
134	彦根市災害対策本部規程の一部改正(危機管理課)	193
135	彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	194
136	彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	200
138	彦根市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正(健康推進課)	209
140	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	214
141	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	215
142	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	215
143	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正(高齢福祉推進課)	216
144	彦根市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	216
145	彦根市既存住宅耐震リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	219
146	彦根市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	222
147	彦根市民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	226
148	彦根市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会設置要綱等の一部改正(高齢福祉推進課)	228
149	彦根市ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金交付要綱の一部改正(子育て支援課)	230
150	彦根市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正(子育て支援課)	230
151	彦根市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正(子育て支援課	

).....	237
152	彦根市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の廃止(高齢福祉推進課).....	237
153	令和4年度(2022年度)一般廃棄物処理実施計画(生活環境課).....	238
154	特定子ども・子育て支援施設等の確認(幼児課).....	238

規則

彦根市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 18 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 9 号

彦根市消防団規則の一部を改正する規則

彦根市消防団規則(昭和 25 年彦根市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項および第 2 項を次のように改める。

団長は、消防団を統括し、団員を指揮して関係法令等に定める職務を遂行し、市長に対しその責任を負う。

2 団長は、市長の承認を得て、団員の中から副団長、分団長、副分団長、部長および班長の役員を任免する。

第 5 条中「、分団長、副分団長、部長および班長」を「および分団長」に、「4 年」を「2 年」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市公用自動車等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 18 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 10 号

彦根市公用自動車等管理規則の一部を改正する規則

彦根市公用自動車等管理規則(平成 3 年彦根市規則第 28 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市公用車管理規則

第 2 条第 1 号中「本市が所有する」を削り、「公用二輪車」という。)の次に「で、市が所有し、または借り上げて使用し、管理するもの」を加え、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「安全運転管理者の業務を補助するため」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を削り、同条第 6 号を同条第 4 号とし、同条第 7 号を削り、同条第 8 号中「臨時職員」を「市が公用車の運転を伴う業務を委託する事業者の職員」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(総括管理者)

第 2 条の 2 公用車の運行管理について、安全運転管理者、副安全運転管理者、車両管理者および整備管理者(整備管理者に事故がある場合は、整備管理者代務者)を指揮監督し、総括の任に当たる者として総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 道交法第 74 条の 3 第 2 項に規定する業務に関すること。

第 4 条中「を補佐し」を「の業務を補助し」に改める。

第 5 条の見出し中「の職務」を削り、同条中「車両管理者は、」を削り、「行うものとする」を「行う者として、車両管理者を置く」に改め、同条第 3 号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 車両管理者は、次の各号に掲げる公用車の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 次号に掲げる公用車以外の公用車 当該公用車を所管する所属長

(2) 公有財産管理課において集中管理する公用車(以下「集中管理車両」という。) 公有財産管理課長

第6条の見出しを「(整備管理者の職務等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 整備管理者に事故ある場合は、その職務を代行する者として、整備管理者代務者を置く。

第9条の見出しを「(運転命令簿等)」に改め、同条中「公用車」の次に「(マイクロバスを除く。)」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 公用自動車(集中管理車両)運転命令簿兼使用申請書(別記様式第5号の2)

(4) 公用自動車(集中管理車両)運転報告簿(別記様式第5号の3)

第9条に次の4項を加える。

2 運転者は、公用車(集中管理車両を除く。)の使用前および使用後に、前項第1号の公用自動車運転命令簿兼運転報告簿または同項第2号の公用二輪車運転命令簿兼運転報告簿に必要事項を記入の上、車両管理者の承認または確認を受けなければならない。

3 集中管理車両(マイクロバスを除く。)を使用する運転者の所属長は、第1項第3号の運転命令簿兼使用申請書を車両管理者に提出し、車両管理者の承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けて集中管理車両(マイクロバスを除く。)を使用した運転者は、第1項第4号の運転報告簿に運転記録を記載し、車両管理者に報告しなければならない。

5 集中管理車両(マイクロバスに限る。)の使用については、別に定める。

第12条第1項を次のように改める。

所属長は、職員(市が公用車の運転を伴う業務を委託する事業者の職員を含む。)に公用車の運転を指示するときは、公用車の運転前および運転後に、酒気帯び確認記録簿(別記様式第8号)に基づき必要事項を確認し、記録するものとする。

第12条第2項中「車両管理者」を「所属長」に改め、同項第4号中「車両」を「公用車」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 前項の規定による公用車の運転前の確認の結果、公用車を運転させることが適当でないと思われるとき。

第13条中「車両管理者」を「所属長」に改める。

第15条第3項および第4項を削る。

第17条を次のように改める。

(燃料の補給等)

第17条 公用車(電気自動車を除く。)への燃料の補給は、あらかじめ市が契約した事業者の給油所において行わなければならない。ただし、目的地が遠方にある場合で経路の途中において燃料の補給を行わなければ当該目的地に到着できないときその他やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 公用車(電気自動車に限る。)の車載電池に充電するときは、公有財産管理課長が指定する充電設備で充電しなければならない。

第21条中「臨時職員」を「市が公用車の運転を伴う業務を委託する事業者の職員」に改める。別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第3条、第11条関係)

運転者登録申請書兼運転者台帳

住所	氏名	第	号	生年月日	年月日	電話
免許証番号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
有効期間	・	・	・	・	・	・
第1種	・	・	・	表彰年月日	表彰内容	表彰者
第2種	年	月	日	車両番号	加被害の別	処理方法
免許の種類	年	月	日	人物	罰則	
大 中 準 普 大 大 普 小 原 大 中 普 大 引	事 故	備 考				
中 自 自 特 引						
型 型 型 通 特 二 二 特 付 二 二 二 二 二						

氏名

年 月 日

安全運転管理者 様

上記のとおり運転者台帳に登録くださるよう申請いたします。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

公用自動車等異動報告書

公有財産管理課長 様

年 月 日

(車両管理者)所属長

異動理由	購入、廃車、譲受、譲渡、移管、リース、リース期間満了	年式	
種類	乗用自動車、貨物自動車、自動二輪車、バイク	排気量	
車名		用途	
登録番号		取得価格は またリース料	
車台番号		保険年月日	
型式		取扱責任者	
備考		整備管理者	
		氏名	
		自動車台帳	
		保険	

- (注) 1 購入、リースの場合、自動車検査証および自賠責保険証の写しを添付すること。
 2 移管の場合、備考欄に新、旧所属名を記載すること。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

月分 運 転 月 報

登録番号	所	属	運 転 者 別 氏 名	運 転 回 数	車両取扱責任者		状 況
					所	属 名	
前月末累計	km			回			数
本 月 末 累 計	km						
本 月 分	km						
本月分燃料給油量	ハイオク	l					
	レギュラー	l					
	軽油	l					
平均燃料消費量 1当たり	km						
運 転 し た 日 数	日						

備考(自動車の性能、その他)

別記様式第5号中「(第9条、第15条関係)」を「(第9条関係)」に改める。
別記様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第5号の2(第9条関係)

公用自動車(集中管理車両)運転命令簿兼使用申請書

本書のとおり運転を命令しましたので、集中管理車両の使用を申請します。			
年 月 日			
(集中管理車両管理者) 公有財産管理課長 様			
(申請者・運転命令者)			
運転者氏名	所属	氏名	内線 体調
同乗者氏名			
使用日時	月 日	時 分 ~	時 分
行き先		業務内容	
貸出し車両番号	滋賀	号車	酒気帯び 確認者名
使用承認	上記のとおり 許可する・許可しない		

公用自動車(集中管理車両)使用承認書

年 月 日

(申請者・運転命令者) 様			
運転者氏名	所属	氏名	内線 体調
同乗者氏名			
使用日時	月 日	時 分 ~	時 分
行き先		業務内容	
貸出し車両番号	滋賀	号車	
運転命令日	年 月 日		
使用承認	上記のとおり 承認する・許可しない	(集中管理車両管理者) 公有財産管理課長	

車両確認処理欄

外装点検	へこみ、傷	結果	へこみ、傷のあった箇所
① 車庫出発前	確認した	特に認めなかった	車体の前部・後部・右側・左側・屋根・その他()
② 一時駐車時	確認した	特に認めなかった	車体の前部・後部・右側・左側・屋根・その他()
③ 車庫帰庁時	確認した	特に認めなかった	車体の前部・後部・右側・左側・屋根・その他()

今回乗車の走行距離

Km

所属長確認欄

様式第8号(第12条関係)

年 月 日 ()

酒気帯び確認記録簿

部局名	所属名
-----	-----

運転者名 車両番号	運転前(出勤時)						運転後(退勤時)					
	確認時間	確認方法	検知の有無	酒の有無	指示事項	その他	確認時間	確認方法	検知の有無	酒の有無	指示事項	その他
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		
	時分	対面 電話 その他	有・無	有・無			時分	対面 電話 その他	有・無	有・無		

※確認実施日から1年間保存すること

別記様式第9号中「総務部長 殿」を「(総括管理者)総務部長 様」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第11号

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成9年彦根市規則第18号)の一部を次のように改正する。
付則第5項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市少年センターの設置および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第12号

彦根市少年センターの設置および運営に関する規則の一部を改正する規則

彦根市少年センターの設置および運営に関する規則(平成31年彦根市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第1条に規定する子ども・若者育成支援に係る相談、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言に関すること。

付則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市特定教育・保育施設副食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第13号

彦根市特定教育・保育施設副食費徴収規則の一部を改正する規則

彦根市特定教育・保育施設副食費徴収規則(令和元年彦根市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 第1号認定子どものうち、次のアまたはイに掲げるもの(前号に該当する者を除く。)

ア 市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満の世帯のうち、令第14条に規定する特定被監護者等が3人以上いる世帯に属し、かつ、第3子以降である者

イ 市町村民税所得割合算額が97,000円以上の世帯のうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)および小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)の数が3人以上の世帯に属し、かつ、当該負担額算定基準子どもおよび小学校第3学年修了前子どものうち最年長者または2番目の年長者でない者

付則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度以後の年度分の副食費の徴収について適用する。

彦根市障害者福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第14号

彦根市障害者福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

彦根市障害者福祉センターの管理運営に関する規則(昭和60年彦根市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

彦根市長様

申請者 住所
(団体名)
氏名(代表者名)
連絡先
FAX

彦根市障害者福祉センター特別使用許可申請書

下記のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。

記

使用する日	年	月	日	(曜日)
使用する時間	<input type="checkbox"/> 午前(時 分～ 時 分)			※使用時間には、準備・後片付けの時間を含めて書いてください。
	<input type="checkbox"/> 午後(時 分～ 時 分)			
	<input type="checkbox"/> 夜間(時 分～ 時 分)			
使用する目的				
使用する部屋				
使用予定人数	人 (駐車場の利用予定台数: 台)			
使用する備品	<input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> マット <input type="checkbox"/> 卓球台 <input type="checkbox"/> その他()			
使用する時の責任者	氏名(連絡先(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ) <input type="checkbox"/> 申請者と同じ)	
備考				

様式第2号(第4条関係)

彦根市障害者福祉センター特別使用許可書

使用者 (団体名)	
使用する日時	年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分
使用目的	
使用する部屋	
使用予定人数	人
使用する備品	
備考	
<p>【以下の条件を遵守すること。】</p> <p>1 センターを使用するときは、職員の指示に従うこと。</p> <p>2 使用が終わったときは、職員に申し出て施設および備品の点検を受けること。</p> <p>3 使用者は、センターの施設、設備等を故意または重大な過失により損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 使用許可日に使用しなくなったときは、速やかに連絡すること。</p> <p>5 遵守事項</p> <p>(1) 常にセンター内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。</p> <p>(2) 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を配布し、または掲示しないこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で飲食し、または火気を使用しないこと。</p> <p>(4) 使用した施設またはその設備、器具等は、整理し、原状に復すること。</p> <p>(5) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p> <p>6 上記許可条件に違反した場合は、使用許可を取り消す場合がある。</p> <p>7 使用許可日に公の行事等が生じた場合は、使用許可を取り消す場合がある。</p>	

上記のとおりセンターの特別使用を許可します。

年 月 日

彦根市長

印

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第15号

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

彦根市建築基準法等施行細則(平成11年彦根市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

第24条第29号および第30号を次のように改める。

(29) Eの数値を算出する方法ならびにV₀および風力係数の数値を定める件(平成12年建設省告示第1454号)の規定による区域の指定

(30) 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年国土交通省告示第255号)第1の4の表に規定する建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定

第24条第30号の2および第31号を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第16号

彦根市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の育児休業等に関する規則(平成4年彦根市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の2(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(ウ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

第14条の2(見出しを含む。)中「第21条第2号イ」を「第21条第2号」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第17号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則(平成9年彦根市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長直轄組織の項中「行政デジタル推進課」を「秘書課」に改める。

第2条第1項の表企画振興部シティプロモーション推進課の項中「シティプロモーション推進課 シティプロモーション推進係 広報係 秘書係」を「広報戦略課 シティプロモーション係 広報係」に改め、同表福祉保健部介護福祉課の項中「介護福祉課 事業者支援係 高齢福祉係 介護保険係」を「高齢福祉推進課 企画管理係 事業者支援係 地域包括支援係 介護保険係」に改め、同表福祉保健部医療福祉推進課の項を削る。

第2条第2項の表行政デジタル推進課の項を削り、同表企画課の項の次に次のように加える。

情報政策課	D X 推進室
-------	---------

第2条第2項の表公有財産管理課の項を削り、同表観光交流課の項を次のように改める。

観光交流課	フィルムコミッション室
	ひこにゃんブランド推進室

第2条第2項の表文化財課の項を次のように改める。

文化財課	歴史民俗資料室
	彦根城世界遺産登録推進室

第3条第3項中「、市民生活・経済再生支援統括監および市民生活・経済再生支援副統括監」を削る。

第4条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第5条第1項の表市長直轄組織行政デジタル推進課の項を次のように改める。

秘書課

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 交際および渉外に関する事。
- (3) 課内の庶務に関する事。

第5条第1項の表企画振興部シティプロモーション課の項を次のように改める。

広報戦略課

シティプロモーション係

- (1) 市シティプロモーション戦略の推進に関する事。
- (2) 国際交流および国際協力の推進に関する事。
- (3) 課内の庶務その他課内の他係に属しない事。

広報係

- (1) 戦略的な広報の推進に関する事。
- (2) 広報ひこねの編集発行に関する事。
- (3) 市ホームページおよび市ソーシャルネットワーキングサービスに関する事。
- (4) 報道機関との連絡調整に関する事。

第5条第1項の表福祉保健部介護福祉課の項を次のように改める。

高齢福祉推進課

企画管理係

- (1) 高齢者総合福祉施策の企画および調整に関する事。
- (2) 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事。
- (3) 高齢者保健福祉協議会に関する事。
- (4) 老人福祉センター、デイサービスセンターおよびグループホームの指定管理者に関する事。
- (5) 医療福祉推進センターに関する事。
- (6) 課内の庶務その他課内の他係に属しない事。

事業者支援係

- (1) 居宅介護支援事業者の指定、指導等に関する事。
- (2) 介護予防支援事業者の指定、指導等に関する事。
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定、指導等に関する事。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定、指導等に関する事。
- (5) 介護給付等費用適正化事業に関する事。

地域包括支援係

- (1) 高齢者の措置に関する事。
- (2) 高齢者虐待に関する事。

- (3) 高齢者の権利擁護および成年後見制度に関すること。
- (4) 老人クラブの指導育成に関すること。
- (5) 公益社団法人彦根市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業(事業者の指定、指導等に関するものを除く。)に関すること。
- (7) 包括的支援事業に関すること。
- (8) 地域自立生活支援事業に関すること。
- (9) その他高齢者福祉に関すること。

介護保険係

- (1) 介護保険の認定調査に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。
- (3) 介護保険の給付等に関すること。
- (4) 保健福祉事業に関すること。
- (5) 福祉用具・住宅改修支援事業に関すること。
- (6) 家族介護支援事業に関すること。
- (7) その他介護保険の推進に関すること。

第5条第1項の表福祉保健部医療福祉推進課の項を削り、同表産業部地域経済振興課雇用労政係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表産業部地域経済振興課商工振興係の項に次の1号を加える。

- (12) テレワークオフィスに関すること。

第5条第1項の表産業部観光交流課観光企画係の項第5号を次のように改める。

- (5) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

第5条第1項の表産業部観光交流課観光企画係の項第6号を削り、同表都市建設部交通対策課の項第1号中「交通対策」を「地域公共交通の活性化および再生」に改め、同項第2号中「鉄軌道関連施設」を「鉄道関連施設」に改め、同項第3号中「交通安全」を「交通安全思想の普及徹底」に改め、同項第4号中「交通安全施設の施策推進および調査研究」を「交通安全対策会議」に改め、同項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「および車両置場」を削り、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 市営自転車駐車場の設置および管理に関すること。

第5条第1項の表都市建設部交通対策課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 放置自転車対策に関すること。

第5条第1項の表歴史まちづくり部都市計画課都市計画係の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 低未利用土地等に関すること。
- (9) 所有者不明土地に関すること。

第5条第2項の表市民生活・経済再生支援室の項を削り、同表女性活躍推進室の項の次に次のように加える。

DX推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行政デジタル化に関する総合的な企画、調整および推進に関すること。 (2) 室内の庶務に関すること。
-------	--

第5条第2項の表庁舎耐震化推進室の項を削り、同表フィルムコミッション室の項の次に次のように加える。

ひこにゃんブランド推進室	(1) ひこにゃんおよびいいのすけの商標管理に関すること。 (2) その他ひこにゃんおよびいいのすけの活用に関すること。
--------------	---

第5条第2項の表ひこにゃんブランド推進室の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(彦根市介護保険条例施行規則の一部改正)
- 2 彦根市介護保険条例施行規則(平成12年彦根市規則第41号)の一部を次のように改正する。
第20条中「福祉保健部介護福祉課」を「福祉保健部高齢福祉推進課」に改める。
(彦根市福祉事務所处務規則の一部改正)
- 3 彦根市福祉事務所处務規則(平成12年彦根市規則第42号)の一部を次のように改正する。
第3条中「介護福祉課」を「高齢福祉推進課」に改める。
(彦根市福祉センター管理規則の一部改正)
- 4 彦根市福祉センター管理規則(平成25年彦根市規則第53号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「介護福祉課」を「高齢福祉推進課」に改める。

彦根市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第18号

彦根市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

彦根市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成21年彦根市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第2条、第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)または第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

(宛先) 彦根市長

事業者名称 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号 A

1 届出の内容
(1) 法第115条の32第2項関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)
2 フリガナ名称
主たる事務所の所在地
(〒 -)
都道 郡市
府県 区
(ビルの名称等)
電話番号 FAX番号
法人の種類
代表者の職名・氏名・生年月日
職名 フリガナ氏名 生年月日
代表者の住所
(〒 -)
都道 郡市
府県 区
(ビルの名称等)
3 事業所名称等および所在地
事業所名称 指定(許可)年月日 介護保険事業所番号(医療機関等コード) 所在地
計カ所
4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項
第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日
第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要
5 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課
事業者(法人)番号 A
区分変更の理由
区分変更後行政機関名称、担当部(局)課
区分変更日 年 月 日

連絡先
所属
フリガナ氏名
メールアドレス
電話番号

(別紙)

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者および業務管理体制を届け出た後、事業所または施設(以下「事業所等」という。)の指定、廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号および事業者(法人)番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ア 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第 115 条の 32 第 2 項関係の(整備)に○を付けること。
 - イ 届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第 115 条の 32 第 4 項関係の(区分の変更)に○を付けること。なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届 出 先 区 分	届 出 先
指定等を受けている事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省(本省)
指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所の所在地の都道府県
全ての指定等を受けている事業所等が一の指定都市の区域に所在する事業者	当該指定都市
全ての指定等を受けている事業所等が一の中核市の区域に所在する事業者	当該中核市
地域密着型サービス(予防を含む。)のみを行う事業者で、指定等を受けている全ての事業所等が一の市町村内の区域に所在する事業者	当該市町村
上記以外の事業者	指定を受けている事業所等の所在地の都道府県

(5) 「連絡先」

届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者(法第 115 条の 32 第 2 項(整備)関係)

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等および所在地」についてはみなし事業所および介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと(既存資料の写しおよび両面印刷も可とする。)
- (3) 「4 介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定に基づく届出事項」
 - ア 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当するすべての番号に○を付けること。
 - イ 第 2 号についてはその氏名(フリガナ)および生年月日を記入すること。
 - ウ 第 3 号および第 4 号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと(既存資料の写しおよび両面印刷も可とする。)

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事 業 所 等 数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第 2 号	○	○	○
第 3 号	×	○	○
第 4 号	×	×	○

第 2 号 法令遵守責任者の氏名および生年月日

第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第 4 号 業務執行の状況の監査の方法の概要

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。
- 3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定、廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者(法第 115 条の 32 第 4 項(区分の変更)関係)
- (1) 事業所等の指定、廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前および区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
 - (2) 区分変更前行政機関への届出 「1 届出の内容」の「(2) 法第 115 条の 32 第 4 項関係」のほか「5 区分変更」に記入すること。
 - (3) 区分変更後行政機関への届出 「1 届出の内容」、「2 事業者」、「3 事業所名称等および所在地」、「4 介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定に基づく届出事項」および「5 区分変更」について上

記記入要領に基づいて記入すること。なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

(4) 「5 区分変更」

ア 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

イ 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料を添付して差し支えないこと(既存の資料の写しおよび両面印刷も可とする。)

ウ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定、廃止等により区分が変更された日を記入すること。

様式第2号(第3条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

年 月 日

(宛先)

彦根市長

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号 A

Table with 8 rows and 1 column: 変更があった事項. Rows include: 1 法人の種別、名称(フリガナ), 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号, 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日, 4 代表者の住所、職名, 5 事業所名称等および所在地, 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)および生年月日, 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要, 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

Table with 2 rows and 1 column: 変更の内容. Rows include: (変更前), (変更後)

Table with 6 columns: 連絡先, 所属, フリガナ, 氏名, メールアドレス, 電話番号

(別紙)

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと(既存の資料の写しおよび両面印刷も可とする。)
- 4 「5 事業所名称等および所在地」については、みなし事業所および介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等の指定、廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加、廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)および所在地を記入すること。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと(既存の資料の写しおよび両面印刷も可とする。)
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」および「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、組織の変更、規程の追加等事業者の業務管理体制の変更を行う場合に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。なお、事業所等の数の変更により、「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」および「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること(既存の資料の写しおよび両面印刷も可とする。)
- 6 届出先の行政機関から、記載内容等について連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 19 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 19 年彦根市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090 円」を「75,290 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500 円」を「37,600 円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

彦根市有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 20 号

彦根市有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則

彦根市有料公園施設管理運営規則(平成 18 年彦根市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条第 3 項中「570 円」を「420 円」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第21号

彦根市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

彦根市消防団員の服制に関する規則(昭和63年彦根市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1夏帽の部周章の項中「帽のまわり」を「帽の腰回り」に改め、同表略帽の部を次のように改める。

活動帽	色	青色
	前章	消防章を含むデザインししゅうを施す。
	製式	帽子の後部は、容易にサイズを変更できるものとする。 ひさし上部は、デザインししゅうを施す。 形状は、図のとおりとする。

別表第1防火帽の部保安帽の項中「合成樹脂」を「合成繊維」に改め、同部しころの項中「銀色」を「紺色」に、「執り付け金具」を「取付け金具」に改め、同表活動上衣の部を次のように改める。

活動上衣	色	青色とし、胸囲および袖(図中網掛け部分)にオレンジ色を配する。
	製式	長袖とし、ファスナーをつける。 用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電気防止等の機能性に配慮する。 両肩に肩章をつける。 背面上部に「彦根市消防団」の文字を、背面下部に「VOLUNTEER FIRE CORPS」の文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。

別表第1活動ズボンの部色の項を次のように改める。

色	青色とし、ポケット(図中網掛け部分)にオレンジ色を配する。
---	-------------------------------

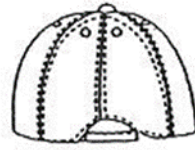
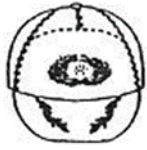
別表第1防火衣の部製式の項を次のように改める。

製式	折りえりラグラン袖式バンドつきとする。 肩およびその前後に耐衝撃材を入れる。 上前は、ファスナーおよび前立て(マジックテープ止め)とする。 ポケット(蓋つき)は、左右側腹部にそれぞれ1個つける。 背面上部に「彦根市消防団」および背面下部に「VOLUNTEER FIRE CORPS」の文字で表示する。 形状は、図のとおりとする。
----	---

別表第1備考中1を削り、2を1とし、3から10までを2から9までとする。

別表第1略帽の図を次のように改める。

活動帽



別表第1 防火帽
保安帽 の図を次のように改める。

防火帽

背面



正面



左側面



右側面



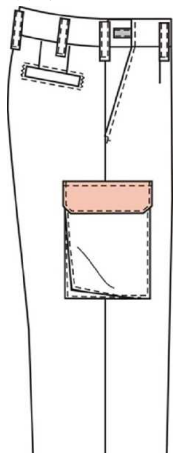
別表第1略帽、安全帽および保安帽の階級周章の図を次のように改める。

安全帽および防火帽の階級周章

階級	安全帽	防火帽	周章
団長	8 <4> 4 <4> 8	8 ----- <4> ----- 4 ----- <4> ----- 8	
副団長	8 <4> 8	8 ----- <4> ----- 8	
分団長	4 <4> 4	4 ----- <4> ----- 4	
副分団長			
部長	8	8 ----- 8	
班長			
団員	4	4 ----- 4	

別表第1活動ズボンの図を次のように改める。

活動ズボン



別表第1活動上衣の図を次のように改める。

活動上衣

前面



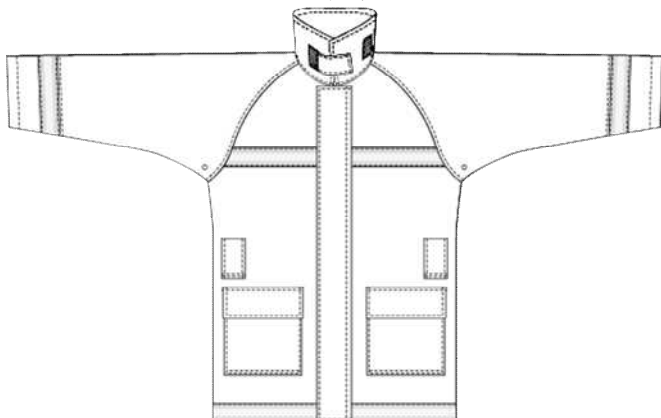
後面



別表第1防火衣の図を次のように改める。

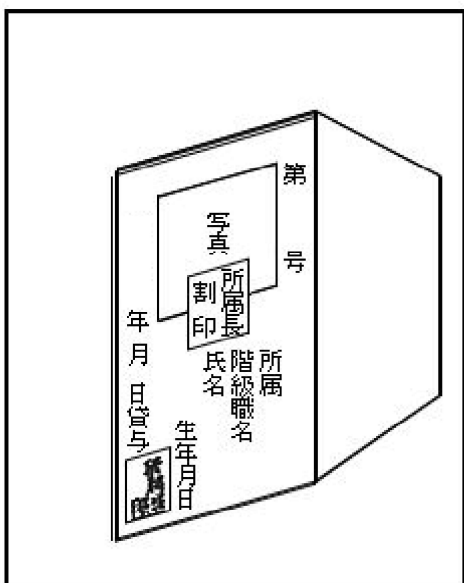
防火衣

前面





別表第1 消防手帳
恒久用紙 の図を次のように改める。
消防手帳
恒久用紙



付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の彦根市消防団員の服制に関する規則に規定する服制基準に基づく被服等を使用しているときは、この規則による改正後の彦根市消防団員の服制に関する規則の服制基準の規定にかかわらず、当分の間、引き続き使用することができる。

彦根市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第22号

彦根市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則

彦根市一時預かりの実施に関する規則(平成17年彦根市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中 「彦根市立ふたば保育園」 を 「彦根市立西保育園」 に改める。

彦根市立東保育園

彦根市立ふたば保育園

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第23号

美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則

美しいひこね創造条例施行規則(平成18年彦根市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「(申請者が未成年者である場合には、併せて親権者の同意)」を削る。

(未成年者の場合のみ)

親権者(保護者)住所

別記様式第1号中

を削る。

氏名

(申請者との関係:)

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第24号

彦根市契約規則の一部を改正する規則

彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号その1彦根市工事請負契約約款第32条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市消防団員の分限および懲戒の処分の手続に関する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第25号

彦根市消防団員の分限および懲戒の処分の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、彦根市消防団条例(昭和25年彦根市条例第10号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、彦根市消防団員(以下「団員」という。)の分限および懲戒の処分の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(降任または免職の手續)

第2条 任命権者は、条例第3条の2第1項第2号の規定に該当するものとして団員を降任し、または免職する場合においては、あらかじめ医師に診断を行わせなければならない。

2 条例第3条の2第1項の規定に基づく降任または免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(懲戒の手續)

第3条 条例第4条第1項の規定に基づく戒告、停職または免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上1箇月以下とする。

2 停職者(条例第4条第1項の規定に基づき停職の処分を受けた者をいう。以下同じ。)は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者には、停職の期間中いかなる報酬も支給しない。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第26号

彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成19年彦根市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、收容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」を加える。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第27号

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年彦根市規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「連続する」を削り、同表(8)の項中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第28号

彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の給与に関する規則(昭和47年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条の3に次の1号を加える。

(5) 使用距離 交通用具を使用した通勤距離をいう。

第8条第1項第1号中「通用期間が支給単位期間(条例第15条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額」を「次のアおよびイに掲げる場合の区分に応じ、当該アおよびイに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第15条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める額

第9条の2第2項第1号中「前項第2号に掲げる理由が生じた場合にあつては当該理由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等)、同項第1号、第3号または第4号に掲げる理由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「理由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)」を「次のアおよびイに掲げる場合の区分に応じ、当該アおよびイに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる理由が生じた場合にあつては当該理由に係る交通機関等(同号の改正後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号または第4号に掲げる理由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「理由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 市長の定める額

第9条の2第2項第2号ア中「イ」を「イおよびウ」に改め、同号イ中「支給されている場合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

第9条の3第1項第1号中「当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間」を「次のアおよびイに掲げる場合の区分に応じ、当該アおよびイに定める期間」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める期間

第14条第1項中「4,382円」を「4,337円」に改める。

付 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納および支給単位期間については、第9条第2項、第9条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)および第9条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

彦根市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第29号

彦根市市税規則の一部を改正する規則

彦根市市税規則(平成6年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第10条の表(11)の項中「熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書」を「熱損失防止改修等に伴う固定資産税減額申告書」に改め、同表(13)の項中「認定長期優良住宅化熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書」を「認定長期優良住宅化熱損失防止改修等に伴う固定資産税減額申告書」に改める。

別記様式第61号中「資金又は」を「資本金または」に、「及び資本金準備金」を「および資本準備金の額」に改める。

別記様式第61号の2中「資本金又は」を「資本金または」に、「資本金及び」を「資本金の額および」に、「資金又は」を「資本金または」に、「資本金の額及び」を「資本金の額および」に改める。

別記様式第73号の4中「熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書」を「熱損失防止改修等に伴う固定資産税減額申告書」に、「平成20年1月1日」を「平成26年1月1日」に、「改修工事完了日」を「改修工事等完了日」に、「改修費用」を「改修等費用」に、「50万円」を「60万円」に、「改修工事完了から」を「改修工事等完了から」に、「熱損失防止改修に要した」を「熱損失防止改修等に要した」に、「熱損失防止改修工事証明書」を「増改築等工事証明書」に改める。

別記様式第73号の6中「認定長期優良住宅化熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書」を「認定長期優良住宅化熱損失防止改修等に伴う固定資産税減額申告書」に、「平成20年1月1日」を「平成26年1月1日」に、「改修工事完了日」を「改修工事等完了日」に、「改修費用」を「改修等費用」に、「50万円」を「60万円」に、「改修工事完了から」を「改修工事等完了から」に、「熱損失防止改修に要した」を「熱損失防止改修等に要した」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市市税条例第34条の6第1項第1号に規定する寄附金を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第30号

彦根市市税条例第34条の6第1項第1号に規定する寄附金を定める規則の一部を改正する規則

彦根市市税条例第34条の6第1項第1号に規定する寄附金を定める規則(平成20年彦根市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号および第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第31号

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則(令和2年彦根市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「所得の金額について、条例第14条第1項」を「地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項」に改め、「ならびに」の次に「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する」を、「計算される所得の金額」の次に「(同法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合は、その適用前の金額)」を加え、同号ウ中「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のうち、」を削り、「収入に係る所得以外の前年の所得の金額の合計」を「世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

第3条第3項中「次に掲げる保険料」を「令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められているものおよび令和3年度相当分の保険料であって、令和4年3月31日までに資格を取得したこと等により、令和4年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの」に改め、同項各号を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第32号

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一

部を改正する規則

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則(令和2年彦根市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「事業収入等のうち、減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の金額の合計」を「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合は、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

第3条第1項第2号の表中「(第3項第1号の保険料に係る減免の場合は、2,000,000円)」および「(第3項第1号の保険料に係る減免の場合は、2,000,001円)」を削り、同条第3項中「次に掲げる保険料」を「令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められているものおよび令和3年度相当分の保険料であって、令和4年3月31日までに資格を取得したことにより、令和4年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの」に改め、同項各号を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市立保育所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第32号の2

彦根市立保育所管理運営規則の一部を改正する規則

彦根市立保育所管理運営規則(昭和63年彦根市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の表彦根市立ふたば保育園の項中「100人」を「90人」に、「150人」を「140人」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告示

彦根市告示第47号

建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月16日

彦根市長 和田裕行

建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示

建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定(平成19年彦根市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この告示は、令和4年3月16日から施行する。

彦根市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和4年3月16日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
田原町自治会	辰巳 雅章 (略)	小林 淳 (略)

彦根市告示第49号

児童福祉施設入所費保護者負担金助成要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

彦根市長 和田裕行

児童福祉施設入所費保護者負担金助成要綱を廃止する告示

児童福祉施設入所費保護者負担金助成要綱(昭和51年彦根市告示第31号)は、廃止する。

付 則

- この告示は、令和4年3月18日から施行する。
- この告示の施行前にこの告示による廃止前の児童福祉施設入所費保護者負担金助成要綱(以下「旧告示」という。)第5条第1項の規定により申請を行い、助成を受けた者に対する旧告示第6条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第50号

彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

彦根市長 和田裕行

彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、低所得で生計の維持が困難である認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)およびその子どもの円滑な私立幼稚園(法58条の2の特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた私立の幼稚園をいう。以下同じ。)の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援するため、認定保護者に対し、私立幼稚園に支払うべき費用の額の一部について私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費(以下「給付費」という。)を給付するものとし、その給付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号に掲げる給付費の対象となる費用(以下「給付対象費用」という。)の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 次条第1号および第2号に掲げる給付対象費用 市内に住所を有する認定保護者のうち、その子どもが市内の私立幼稚園を利用しているものであって、かつ、各月の初日において次のアまたはイのいずれかの世帯に属するもの

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯

イ 市町村民税が非課税となる者(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者として市長が認める者を含む。)により構成される世帯

(2) 次条第3号に掲げる給付対象費用 市内に住所を有する認定保護者のうち、その子どもが私立幼稚園を利用しているものであって、かつ、各月の初日において次のアからエまでのいずれかに該当するものとする。

ア 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が77,101円未満である者

イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満である者

(イ) 令第14条に規定する特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者

(ウ) 当該私立幼稚園を利用している子どもが、第3子以降の子どもである者

ウ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)(以下「負担額算定基準子ども等」という。)が同一の世帯に3人以上いる場合の当該負担額算定基準子ども等(最年長者および2番目の年長者である者を除く。)の保護者

エ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者として市長が認める者

(給付対象費用)

第3条 給付対象費用は、認定保護者が私立幼稚園に支払うべき費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 日用品、文房具その他の私立幼稚園における教育および保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 私立幼稚園の行事への参加に要する費用

(3) 副食費

(給付費の額)

第4条 給付費の額は、次の表に定めるとおりとする。

給付対象者	1月当たりの給付費の額
第2条第1号に該当する者(同号アの世帯に属する者に限る。)	給付対象費用の額と児童1人につき2,500円として算出した額とを比較していずれか低い方の額
第2条第1号に該当する者(同号イの世帯に属する者に限る。)	給付対象費用の額と児童1人につき1,000円として算出した額とを比較していずれか低い方の額
第2条第2号に該当する者	給付対象費用の額と児童1人につき4,500円として算

出した額とを比較していずれか低い方の額

(給付費の申請)

第5条 給付費の給付を受けようとする者は、私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付申請書(別記様式第1号)により、市長が別に定める期日までに市長に申請するものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付(決定・却下・変更)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、給付の内容に変更があった場合について準用する。

(給付の方法)

第7条 給付費は、第5条の申請があった日の属する年度ごとに給付する。

(給付の決定の取消し等)

第8条 市長は、認定保護者が偽りその他不正な手段により給付費の給付の決定を受けたときは、当該給付の決定を取り消すことができる。この場合において、認定保護者は、既に給付費の給付を受けているときは、速やかに当該給付費を返還しなければならない。

2 市長は、第6条の規定により給付費の給付の決定を受けた認定保護者が所得税の修正申告等により第2条各号の世帯に属する者に該当しなくなった場合は、当該認定保護者に対し、既に給付した給付費の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、令和4年3月24日から施行し、令和3年度以後の年度分の予算に係る給付費について適用する。

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱を廃止する告示(令和4年彦根市教育委員会告示第4号)による廃止前の彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱(令和3年彦根市教育委員会告示第4号)(以下「旧告示」という。)の規定により行った決定その他の行為で現に効力を有するものおよび行われた申請その他の行為でこの施行日以後に処理されることとなるものは、この告示の相当規定により行った決定その他の行為および行われた申請その他の行為とみなす。

別記

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住所
氏名

私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付申請書

児童の私立幼稚園の利用に関し、彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱第5条の規定により、私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費を申請しますので、次の口座に振り込み願います。

なお、補足給付費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 私および私の世帯に属する者の生活保護受給状況、住民登録状況および課税状況について、彦根市が調査すること。
- 2 彦根市が実費徴収の支払状況を利用施設に確認すること。

私立幼稚園名	
児童氏名	
住所	〒 彦根市
振込先指定口座	銀行 支店 金庫 支所 農協 普通・当座 口座番号 (フリガナ) 口座名義人

※申請者と口座名義人とが異なる場合は、別途委任状が必要となります。

※申請者は、施設等利用給付認定保護者とします。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付(決定・却下・変更)通知書

先に申請のありました私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費に係る給付申請について、次のとおり給付を(決定・却下・変更)したので通知します。

私立幼稚園名	
児童氏名	
住所	〒 ー
給付費(月額)	
給付期間	年 月から 年 月まで

却下の場合

理由	
----	--

彦根市告示第51号

彦根市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市緊急通報システム事業実施要綱(平成6年彦根市告示第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「協力員3人」を「2人以上の協力員」に改める。

第6条中「協力員3人」を「全ての協力員」に改める。

第11条中「126円」を「250円」に改める。

付 則

- この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 改正後の第11条の規定は、令和4年10月以後の月分の利用料について適用し、同年9月以前の月分の利用料については、なお従前の例による。

彦根市告示第52号

彦根市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱(令和3年彦根市告示第83号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項を次のように改める。

- 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、利用者は、通信費を負担しないものとする。
 - 災害その他特別の理由により、彦根市立の小学校および中学校が学級閉鎖、学年閉鎖および臨時の休校となった場合において、市長が必要と認めるとき。
 - 前号に規定する場合以外の場合において、特別な理由があると市長が認めるとき。

付 則

この告示は、令和4年3月25日から施行し、同年1月1日から適用する。

彦根市告示第53号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

記

- 移動理由
条例第11条第2項に該当したため
- 移動区域
福満公園
- 移動日時
令和4年2月17日 午前9時から午前10時まで
- 保管場所

彦根市放置自転車等保管場所(彦根市山之脇町33番地1地先)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)に規定する市の休日を除く。)

※ あらかじめ下記問合せ先に連絡し、返還日時を決定すること。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和4年3月25日市議会の議決を経た令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第17号)、令和4年度(2022年度)彦根市一般会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市介護保険事業特別会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計予算、令和4年度(2022年度)彦根市下水道事業会計予算、令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第18号)、令和3年度(2021年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、令和3年度(2021年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第1号)、令和3年度(2021年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、令和3年度(2021年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、令和3年度(2021年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)、令和3年度(2021年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)、令和3年度(2021年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第2号)および令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第55号

彦根市子ども・若者総合相談センター設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市子ども・若者総合相談センター設置要綱を廃止する告示

彦根市子ども・若者総合相談センター設置要綱(平成28年彦根市告示第242号)は、廃止する。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市告示第56号

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月25日

彦根市長 和田裕行

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、不登校児童生徒(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。以下同じ。)の社会的自立を支援するため、フリースクール等民間施設の利用に要する費用に対し、予算の範囲内において彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「フリースクール等民間施設」とは、教育委員会が別に定める基準に基づき、不登校児童生徒を支援するための施設として市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童または学齢生徒

(2) 第6条の規定による交付申請の前1年間において、在籍する学校(以下「在籍校」という。)に、概ね30日以上登校していない者

(3) 原則として在籍校の授業時間中に継続して週1回以上フリースクール等民間施設を利用している者その他これに準ずる者として市長が認める者

(4) 国、県、地方公共団体その他の機関の類似の補助金等の交付の対象者となっていない者

2 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象者の保護者(以下「保護者」という。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(同法附則第2条第1項の給付を除く。)の支給要件を満たす世帯に属する者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、保護者が負担したフリースクール等民間施設の利用料金(定期的に支払う経費その他市長が利用料金に準じるものとして認めるものに限る。)とする。ただし、1箇月当たり30,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 入会金、入学費その他のフリースクール等民間施設の利用の準備に係る経費

(2) フリースクール等民間施設の利用に係る交通費

(3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費その他のフリースクール等民間施設の利用に伴う実費負担に係る費用

(4) フリースクール等民間施設の体験利用に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、月ごとに算定するものとし、前条の規定による補助対象経費に、次の各号に掲げる第6条の規定による交付申請時における保護者の区分に応じ、当該各号に掲げる補助率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 彦根市就学援助費給付要綱(平成9年彦根市教育委員会告示第4号)第4条第1号に規定する要保護者 100分の100

(2) 彦根市就学援助費給付要綱第4条第2号に規定する準要保護者 100分の75

(3) 前2号に掲げる保護者以外の保護者 100分の50

2 前項の規定により補助金の額を月ごとに算定する場合において、月の中途においてフリースクール等民間施設の利用を開始し、または利用を終了したときは、当該月の補助金の額は、当該利用を開始した日もしくは利用を終了した日の属する月において、フリースクール等民間施設を利用した日数に2,000円を乗じて得た額または当該月に係る補助対象経費のいずれか少ない額に、同項各号に掲げる補助率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第6条 保護者は、彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) フリースクール等民間施設利用状況報告書(別記様式第2号)

(2) 補助対象経費の支払が確認できる資料(フリースクール等民間施設が発行した領収書の写し等)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、次の各号に掲げるフリースクール等民間施設を利用した期間ごとの経費の区分に応じ、当該各号に掲げる期間中に提出するものとする。

(1) 4月1日から6月30日までの利用に係る経費 7月1日から同月末日まで

(2) 7月1日から9月30日までの利用に係る経費 10月1日から同月末日まで

(3) 10月1日から12月31日までの利用に係る経費 翌年1月1日から同月末日まで

(4) 1月1日から3月31日までの利用に係る経費 4月1日から同月20日まで

3 前項の規定にかかわらず、申請書は、同項第1号から第3号までに規定する期間中に提出ができないことについて理由があると市長が認めるときは、同項第4号に規定する期間中に提出することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査の上、補助金の交付の適否を決定し、彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定通知書(別記様式第3号)または彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告および額の確定)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、申請書および申請書の添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定による交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときまたは受けたときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 市長は、補助金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、保護者およびフリースクール等民間施設に対し、報告または書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 この告示は、この告示の施行の日以後のフリースクール等民間施設の利用に係る補助金について適用する。

別記

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

彦根市長 様

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書

フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱に定める交付要件を満たしており、事実と異なる場合は、補助金の返還を求められても異議はありません。

記

1 申請内容

保護者 (申請者)	住 所	〒 -			
	氏 名				
	電話番号	-()-			
児童生徒	氏 名	(フリガナ)			
	学校名等	小 学 校 第 学 年 組			
フリースクール 等民間施設の利用 状況	利用年月	自己負担額	市 処 理 欄	補助対象額	補助率(%)
	年 月分	円		円	100・75・50
	年 月分	円		円	100・75・50
	年 月分	円		円	100・75・50

2 添付書類

- (1) フリースクール等民間施設利用状況報告書(別記様式第2号)
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる資料(フリースクール等民間施設が発行した領収書の写し等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 口座振込先

銀行 信用金庫 農 協	支 店 出張所 営業部	種 目	口座番号(右詰め)			
金融機関コード	店舗コード	1 普通預金				
		2 当座預金				
フリガナ						
口座名義人						
申請者と口座名義人が異なる場合		<input type="checkbox"/> 上記口座名義人に領収を委任します。				

4 個人情報の取扱いに関する同意

補助金の交付の適否に係る審査のため、申請者および世帯員の住民基本台帳の記録、教育扶助および就学援助の実施状況、児童手当の受給状況等を照会および閲覧することに同意します。

申請者(保護者)氏名 _____ (署名または記名押印)

様式第2号(第6条関係)

フリースクール等民間施設利用状況報告書

1 利用状況

児童生徒名			
通所日・通所回数	年月	通所日	通所回数
	年 月	日	回
	年 月	日	回
	年 月	日	回

2 フリースクール等民間施設の証明欄

上記のとおり本施設に通所したことを証明します。

年 月 日

所在地

施設の名称

代表者名

(署名または記名押印)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長 印

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定通知書

先に申請のあった彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付については、下記のとおり決定したので、彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交付決定額	年	月分	金	円
	年	月分	金	円
	年	月分	金	円

様式第 4 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長 印

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書

先に申請のあった彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付については、下記の理由により不交付としたので、彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

不交付の理由
